

パート労働者に対する厚生年金適用の拡大について（案）

～被用者にふさわしい老後の所得保障のために～

平成19年3月13日
厚生労働省

- パート労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、その被用者にふさわしい年金保障を充実することは、今日の均衡待遇を確保するための労働政策の展開とともに、将来の老後生活における格差を拡大、固定化させないための喫緊の政策課題となっている。
- また、現行の厚生年金の適用基準は、パート労働者が正社員になろうとする際の保険料負担の発生により正社員就業を妨げているとの指摘や、労働時間・雇用形態の選択に中立的でないなどの指摘もなされている。
- こうした諸課題に対応し、国民皆年金を堅持し公的年金制度に対する国民の信頼を高める観点から、以下の基本的な考え方に基づき、厚生年金の適用基準を見直すための所要の措置を講じ、パート労働者に対する厚生年金の適用を拡大する。
- その際、既に適用対象とされている者を含め、法令上の根拠を明確にし、厚生年金の適用の徹底を図る。（被保険者の範囲に係る基本的事項を法定。具体的基準は一部政省令等に委任。）

1. 厚生年金の適用拡大に関する基本的考え方

労働の報酬により生計を営み、老後は稼得手段を失う可能性が高い被用者については、出来る限り被用者年金制度の対象とする。

- 具体的には、労働時間等の面で正社員に近いパート労働者に労使折半で適用するという現行制度と同様の考え方の下に、厚生年金の適用範囲を拡大する。

2. 適用基準の見直し

現在の基準である「通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上」という労働時間に関する要件を「週所定労働時間が20時間以上」に引き下げることを基本とする。

- これにより新たに対象となる「週所定労働時間が20時間以上で、通常の労働者の4分の3未満であるパート労働者」については、所定労働時間に関する要件と他の要件とを組み合わせ、厚生年金の適用対象とする「被用者」を、「3.」により総合的に判断する。
- 現在、「通常の労働者の所定労働時間の4分の3以上」の基準により既に厚生年金の適用対象とされているパート労働者については、引き続き、現行の基準による。

3. 新たに対象となるパート労働者の適用基準

所定労働時間を基軸として、賃金水準及び勤務期間を適用の判断要素とする。

(1) 労働時間

「労働時間」は、本人が被用者としての就労実態を備えているか、事業主の事業活動と一定以上の関係性を有しているかを判断する最も基本的な要素であり、一定時間以上の所定労働時間があることを必要とする。

- 雇用保険のパート労働者の適用基準の例を踏まえ、法定労働時間（週40時間）の半分である「週所定労働時間が20時間以上」とする。

(2) 賃金水準

国民年金の給付・負担との均衡、既に厚生年金が適用されている他の労働者との関係、パート労働者自身の保険料負担感への配慮などの観点から、一定以上の賃金額がある者に限る。

- 上記の観点を踏まえ、当面、現行の厚生年金適用対象者に係る保険料負担の基準（標準報酬等級）の下限の額「月額98,000円」以上の賃金を得ていることを要件とする。

(3) 勤務期間

事務負担を負うこととなる事業主などの観点から、頻繁な入離職とならない一定期間以上の雇用関係を備えた者に限ることとする。

- 雇用保険のパート労働者の適用基準の例を踏まえ、「1年以上」の勤務期間があることを要件とする。

4. 経過措置

適用拡大による事業経営への影響は、事業規模が小さいほど相対的に大きいと考えられることから、激変緩和のための所要の措置を講じる。

- 具体的には、従業員「300人」以下の中小零細事業所の事業主については、当面、新たな基準の適用を猶予する。

5. その他

あわせて、健康保険・介護保険についても、被用者に対する社会保険制度として一体的な運営を行っていることから、その適用対象を厚生年金と同様に拡大する。

6. 施行時期

制度の周知や企業の対応、行政実務の対応など十分な準備期間を設ける観点から、日本年金機構の発足も見据えつつ、適切な期間を経て、政令で定める日から施行する。

(参考) 適用拡大に関する推計

・ 対象人数	10～20万人
・ 事業主負担への影響額	200～300億円
(うち、厚生年金)	100～200億円
健康保険・介護保険	100億円程度